

「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるG I L S P 遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（案）について」に関する
意見募集の結果について

令和 4 年 6 月 2 3 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるG I L S P 遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（案）について、令和4年3月28日から令和4年4月26日まで電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて御意見を募集したところ、合計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それに対する厚生労働省の考え方について以下のとおりまとめましたので、公表いたします。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜意見を集約しております。また、パブリックコメントの対象外の御意見につきましても、今後の施策の参考にさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

＜パブリックコメントの対象の御意見＞

意見の概要	厚生労働省の考え方
・微生物の生態についてさえ、よくわかっていない状況で、短期間のわずかながらの知見しかない遺伝子組換え微生物を「特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるもの」として、使用を認めることに反対です。微生物も含めたすべての遺伝子組換え生物の使用を禁止してください。遺伝子組換え技術など使わなくても、伝統的な方法で対応できるはずです。目先の効率化、低コスト化等に惑わされて、生態系、人をリスクに晒さないでください。	・今回追加する遺伝子組換え生物の宿主とベクターの組み合わせについては、既に遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条に基づく第二種使用等の拡散防止措置の大臣による確認を行ったことのあるもので、科学的知見を踏まえて今回の告示に追加することが適切であると判断しております。
・ 反対です。 計 3 件	